

## **[事案 30-38] 契約無効請求**

・平成 30 年 12 月 12 日 和解成立

### **<事案の概要>**

既往症の治療について正しく告知していれば加入できないはずの保険に加入させられたことを理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 29 年 9 月に契約した組立型保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還するか、既払込保険料相当額を賠償してほしい。

- (1)告知の際、募集人に既往症の治療についてお薬手帳を見せて説明したが、治療について告知しなくてよいと言われた。
- (2)正しく告知していないため、本契約には加入できないはずである。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)告知の際、募集人は申立人にありのまま記入するよう伝え、告知書と記載事例を見ながら、申立人自身が告知書に記載した。
- (2)申立人から、既往症について説明され、お薬手帳を見せられたことはなく、募集人が「告知しなくていい」などと発言をしたこともない。
- (3)申立人は、本契約が有効である前提で、減額手続き、受取人変更手続き、証券再発行手続きを行っている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人が申立人に虚偽の告知をするよう指示したとは認められず、申立人が加入できない保険を契約させられたとは認められないが、募集人に必ずしも適切とは言えない行為があった可能性が高く、紛争の早期解決の観点からも、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。